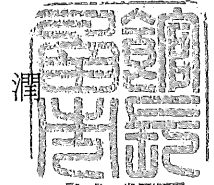


函館市告示第16号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和6年1月12日

函館市長 大 泉



1 指定する区域

函館市大手町5番31の一部（別図のとおり）

- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項および第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物